

平成25年2月17日
復興庁

避難解除等区域復興再生計画の策定について

1. 計画について

- ・ 福島復興再生特別措置法に基づき、福島県知事の申出を受け、内閣総理大臣が決定する。
- ・ 避難解除等区域の復興・再生を図るため、インフラ、生活環境、産業に係る中長期的取組の方針を示すとともに、国、県、市町村の具体的取組内容を記載する。

2. 検討状況

- ・ 昨年の夏以降、福島県や関係市町村との間で、素案段階から調整し、提案を受け、意見を反映させる等、緊密に連携しながら、計画案を作成してきたところ。
- ・ 2月13日に福島県知事からの申出があったところであり、それを踏まえて、計画の決定に向け手続きを行う。

3. 今後の予定

2月下旬 県から意見聴取（関係市町村は県経由）

3月中 内閣総理大臣決定予定

避難解除等区域復興再生計画の概要

参考

福島復興再生特別措置法

(平成24年3月31日公布・施行)

福島復興再生基本方針

(平成24年7月13日閣議決定)

<基本方針に即して作成>

避難解除等区域復興再生計画 <福島県の申出を受けて、内閣総理大臣が決定>

■本計画の意義

- ①避難解除等区域の復興・再生や帰還促進のための取組について具体化、国・自治体の役割を明確化・共有
- ②市町村住民の帰還や産業立地等に当たっての判断材料を提供

■本計画の対象区域

- 避難解除区域 ○避難指示解除準備区域 ○将来的な住民の帰還を目指す区域(警戒区域、帰還困難区域等)

■作成のポイント

- 全体を3部構成とする。
- 第1部については、福島復興再生基本方針やランドデザインを踏まえ、復興・再生のための中長期的取組の方針を示すとともに、実現するための具体的取組内容を記載する。
- 第2部については、特に広域的な地域整備として、インフラに加え、医療、拠点施設等の取組を記載する。
- 第3部については、市町村ごとの計画※を作成し、市町村の復興計画等を踏まえた将来像や分野別の具体的取組を記載する。
【今後、国、県、市町村による連携体制(3人4脚)により更に取組の具体化を進める。】

※今回は、今後インフラ工程表の作成等と併せて策定する大熊町、双葉町を除く10市町村について策定

第1部 全般的事項

○計画の意義、対象区域

○目指すべき復興の姿

- ・短期、中期、長期
- ・区域区分に応じた復興の在り方

○計画の期間(10年間)

○分野別の取組

- ・取組方針
- ・講じる施策
(25年度事業等具体的内容を含む)

第2部 広域的な地域整備の方向

1. 広域インフラ

- ・広域的な道路
- ・海岸 ・港湾、漁港
- ・JR常磐線

2. 生活環境の再生

- ・医療、福祉
- ・教育 ・住宅

3. 産業の創出等

- ・研究開発拠点整備
- ・農業水利施設整備 等

第3部 市町村ごとの計画

I 全般的取組

(市町村の現況、目指すべき復興の姿と取組の方針)

(各市町村の復興計画と整合)

II 各分野の取組

1. 除染
2. インフラの整備
3. 生活環境の整備
4. 産業の再生

基本方針・ランドデザイン

取組内容の具体化

を共有
目指す方向性

国、県、市町村の連携体制(3人4脚)で取組の具体化に向けた協議

福島県・各市町村策定の計画